平成２６年 ３ 月２４日
企画総務部契約検査室

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第２５条第６項（インフレスライド条項）の適用について

大牟田市においては、平成２６年２月１日から公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を改定していますが、国土交通省に準じて、大牟田市工事請負契約約款第２５条第６項（インフレスライド条項）の運用基準を下記のとおり定めていますのでお知らせします。

記

１　適用対象工事

(1)　２(3)に定める残工期が２(2)に定める基準日から２か月以上あること。

(2)　工期内に賃金水準の変更があること。

発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

２　請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとします。

(1)　請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日

(2)　基準日：原則として、請求日。請求があった日から起算して１４日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることもできる。

(3)　残工期：基準日以後の工事期間

３　スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更が行われるまでとします。

なお、請求の際、残工事量（出来高）が分かる資料（数量総括表、写真等）を作成することとします。

４　変更額の算定

請負代金額の変更の算定方法は、次のとおりとします。

(1)　賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の１００分の１に相当する額を超える額とする。

(2)　増額スライド額については、次の式により算定します。

Ｓ増＝［Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×１/１００）］

この式において、Ｓ増、Ｐ１及びＰ２は、それぞれ次の額を表すものとします。

Ｓ増：増額スライド額

Ｐ１：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

Ｐ２：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したＰ１に相当する額

（Ｐ＝Σ（α×Ｚ）、α：請負比率（落札率）、Ｚ：市積算額）

(3)　減額スライド額については、次の式により算出します。

Ｓ減＝［Ｐ２－Ｐ１＋（Ｐ１×１/１００）］

この式において、Ｓ減、Ｐ１及びＰ２は、それぞれ次の額を表すものとします。

Ｓ減：減額スライド額

Ｐ１：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

Ｐ２：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したＰ１に相当する額

（Ｐ＝Σ（α×Ｚ）、α：請負比率（落札率）、Ｚ：市積算額）

(4)　スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありません。

５　残工事量の算定

(1)　基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表（工事内訳表）に対応して出来高確認を行うものとします。

(2)　基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、

基準日以後の残工事量についてはスライドの対象とすることとします。

(3)　現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこととします。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱います。

ア　工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱うこと。

イ　基準日以前に配置済みの現地据置型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とすること。

ウ　契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱うこと。

(4)　数量総括表（工事内訳表）で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とすることができます。

(5)　出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよいこととします。

(6)　受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は出来形部分に含めないものとします。

６　変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点（工期末）に行う場合もあります。

７　全体スライド及び単品スライド条項の併用

インフレスライドと全体スライド（第２５条第１項～第４項）、インフレスライドと単品スライド（第２５条第５項）の併用については次のとおりとします。

(1)　契約約款第２５条第１項から第４項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、同約款第２５条第６項の規定によるインフレスライドを請求することができることとします。ただし、全体スライドを適用した場合は、その後１２か月を経過しないとインフレスライド又は全体スライドを請求することはできません。なお、インフレスライドは賃金水準の変更がなされる都度請求することができるため、経過期間の規定はありません。

(2)　この運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第２５条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

今回のインフレスライド対策工事について

残工期が２か月以上あるか？
契約日が１月３１日以前か？

↓

予定価格が平成２５年４月から適用された公共工事設計
労務単価（旧労務単価）で積算された工事であるか？

↓

工事請負契約約款第２５条第６項の規定に基づき、請負業者から
請負代金額の変更を請求することができる（別途様式参照）。

↓

基準日（原則として請求日）時点での残工事量（出来高）の確認

↓

基準日時点での残工事について、最新単価等を適用して変更額を算出
残工事に対する変更額の１％を超えた額がスライド額となり変更契約
（ただし、変更契約の締結は工期末となる場合がある。）

【参考イメージ図】 インフレスライド（工事請負契約約款第25条第6項）

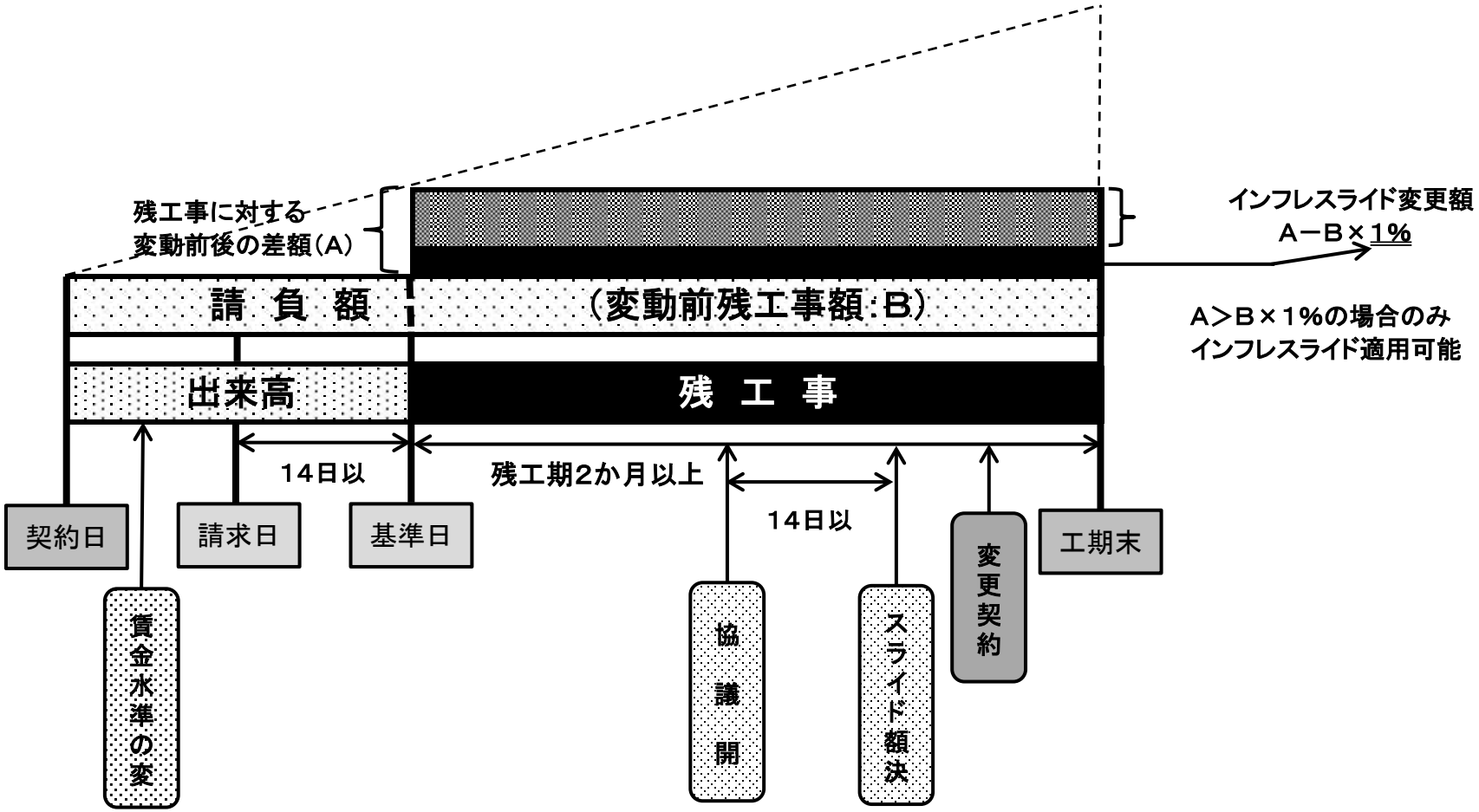

参考資料

工事請負契約約款　各スライド条項について

○「工事請負契約約款」記載内容

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

全体スライド

第２５条　甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

４　第１項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うこと ができる。この場合においては、第１項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、 請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレー　ション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　第５項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

○全体スライド・単品スライド・インフレスライドの比較

項　　目	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
	約款第25条第１項～第４項	約款第25条第５項	約款第25条第６項
条項の趣旨	長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置	特殊な状況による急激な価格変動に対応する措置 （Ｈ26.2月から、賃金水準の変更がなされた時に適用）
適用条件	・工期が14か月以上 ・残工期が２か月以上 ・変動額が残工事の請負額の１．５％以上	・残工期が２か月以上 ・品目ごとの変動額が対象工事（出来形検査対象数量を除く部分）の請負額の１％以上	・残工期が２か月以上 ・変動額が残工事の請負額の１％以上
スライド対象	資材、労務単価、機械損料等	資材	資材、労務単価、機械損料等
受注者の負担	残工事量の１．５％	対象工事費の１．０％	残工事費の１．０％
再スライド	可能 （全体又はインフレスライド適用から１２か月経過後）	なし （精算変更契約後にスライド額算出のため不要）	可能 （賃金水準の変更の都度）